

Q 8 : 特別支援教育では、関係機関とどのように連携を取ればよいか。

A : 発達障害等のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うために、各学校が教育や心理の専門家、医療、福祉、労働等の関係機関と連携を取り合うことも大切なことである。

具体的な関係機関との連携としては、巡回相談員との連携、栃木県発達障害者支援センター“ふぉーゆう”との連携、医療機関との連携、特別支援学校との連携などが考えられる。

関係機関と連携を取る場合には、校内で一定の手続き（例えば、担任がコーディネーターに相談をする、コーディネーターが関係者と連絡を取り合い情報をまとめる、情報を基に校内委員会で検討する、など）を経て、最終的には校長が判断を下すこととなる。保護者に関係機関と連携を取るよう勧める場合も、担任や担当者が自らの判断のみで行うことは避ける必要がある。

【関係機関と連携を取る際の留意点】

- ア 児童生徒の個人的な情報の取り扱いに注意する。
- イ 保護者への説明責任や保護者の同意が必要な場合があることと、あくまでも学校と他機関の組織同士のやりとりであることを念頭に置く。
- ウ 管理職は関係機関との連携の取り方や手順について教職員への周知徹底を図る。

【巡回相談や専門家チームの支援を受ける際の手順】

事前に校内委員会で依頼する必要があるについての検討を行う。

支援を受けたい内容を整理し、校内委員会の構成員やコーディネーターが担任教員と協力して必要な資料の収集と作成を行う。

（日常的な児童生徒の観察記録や、児童生徒の特徴がよく現れている本人のノートや発表物、絵などの作品等が、診断や判断の際、重要な資料となる。）

関係者が参加できるよう、コーディネーターが相談日等の調整を行う。

【医療機関との連携の仕方】

医療機関によって連携の仕方が違うので、事前に調べておく必要がある。

ア 保護者から医療機関の紹介を求められた場合には、県総合教育センター、教育事務所、市町村教育委員会、健康福祉センターなどに相談することも一つの方法である。

イ 既に保護者が医療機関に相談している場合には、担任やコーディネーターが、医療機関から得た情報で学校に必要な内容を保護者に確認しておく。

ウ 医療機関が、学校生活の様子を紹介状の形で聞いてきた場合には、保護者の同意を得てから学校に生じている問題等について具体的に記述する。その際、医療の面からの専門的な支援の必要性に対する学校側の考えについても付記する。